

### 第3回 多摩市都市農業振興プラン改定検討委員会

令和5年11月10日(金)

午前9時30分から午前10時30分

西第1会議室

委員

出席者 8名

欠席者 1名

事務局

出席者 2名

#### 1. 開会

(1)市民経済部長挨拶

#### 2. 第1回多摩市都市農業振興プラン改定検討委員会要点録の確認について

11月17日までに内容を確認の修正がある場合、事務局へ連絡すること

その後、内容を確定し、多摩市のホームページへ掲載する

※発言者は委員長、副委員長、委員、事務局の表記へ変更

#### 3. 多摩市都市農業市民フォーラムの結果について【資料2】

事務局から多摩市都市農業市民フォーラムの実施結果について説明

10月21日(土) 10時から11時45分 多摩市消費者生活センター講座室

参加者13名、男性10名、女性2名(事務局を含めた参加人数)

(内容)

出席者の紹介を行い、事務局からプラン策定、多摩市の農業と現状について委員長から都市農業について、副委員長から東京都の動向について説明を行った。その後、意見交換を実施した。

意見交換会において、参加者から以下の意見を頂いた。

- ・多摩市の少ない農地を残すために収益性が高い農産物の生産の支援を。
- ・多摩市は少量多品目栽培であり、通常のスーパーで販売されていないものがある。この個性を強みとして活用したい。
- ・多摩市は人材の宝庫であるため、その方々を援農ボランティア等へつなげることもよいのでは。
- ・農業も地域の人と共存しながら支え合うことが大切である。
- ・援農ボランティアについて、是非とも多くの方々に活用してもらいたい。また、販売や生産に結び付かなくとも都市農業の醸成のきっかけとして活動してもらいたい
- ・災害時、農地の必要性をもっとPRすべきではないか。

<委員意見>

委員)今回、市民が一人というのは不満である。援農ボランティアの方々にもお声かけて頂いたが、今後、興味があるような内容にして頂きたい。市民へわかるようなかたちで誘っていかないと、市民へつながらないのではないかと。

委員)一般の市民の参加が少ないのは残念。多摩市の農業がどのような経緯、多摩市の農家は小規模であるため、少量多品目の農業を行っていることを説明した。

副委員長)次回も協力できればよい、また、工夫も行って欲しい。

委員長)ありがとうございました。農家の方々がよくお話してくれた。市民の方が来てくれれば、多摩市の農業の農業について、理解できたのではないかと思います。市民の方々が少なく残念であった。人を集めることなかなか難しかったのではないかと。

事務局)はじめはかなり好感触であった。問合せも多かった。また、出席しますと市民の声もあった。実際、蓋をあけてみるとびっくりした。

事務局)委員から指摘された課題について、次回、活かしていきたい

4. 第2回多摩市都市農業振興プラン改定検討委員会での指摘事項について【資料3】

前回の指摘事項についての修正案を事務局から説明

○基本方針②—1「資源化受け入れ品目の拡大及び残渣の処理の支援の検討(新規)」

改定検討委員会での指摘事項

残渣処理の支援を工場で受入だけでなく、色々なことを考えて欲しい

修正後

「排出方法の工夫による資源化品目拡大の検討及び残渣処理の支援」へ変更

○基本方針3(2)—②「災害時の農地提供に関する農業者との協定締結の検討」

改定検討委員会での指摘事項

事務局の修正案としては削除する案であったが、農地には多面的機能があるため、避難場所としての農地提供に限らず、災害時における農地が持つ様々な機能を含めて残すべき。

修正後

災害時における農業者との協定締結の検討」へ変更

○新規追加項目「インキュベーション農園」について」

改定検討委員会での指摘事項

インキュベーション農園の項目を追加して欲しい

修正後

「(2)多摩市農業の特徴」の前に追記

○新規追加項目「共同集荷システムや新たな地域での販売拠点の検討」を「新たな地域での販路拡大」へ変更

## 改定検討委員会での指摘事項

共同集荷システム」を追記して、新たな販路拡大の表現を修正すべき

修正後

共同集荷システムや新たな地域での販路拡大の検討(新規)」へ修正

## <委員意見>

### ○基本方針3(2)―②「災害時の農地提供に関する農業者との協定締結の検討」

委員長)資料1の中でも色々と議論がされており、協定の中、例えば圃場に入って農産物がつぶされたとき補償とか、供給するような協定はまだ無いような感じで記載されている。そのようなことを含めて、協定の締結や農地の提供だけではなく、実際、農地を利用した時にどのようなことが生じて、それに対する補償を検討するという方向と理解してよいか。

事務局)農地提供のみではなく、広く色々な提供の仕方があると思う。災害時における農業者との協定締結にまとめた

## 5. 多摩市都市農業振興プラン改定版(素案)について【資料4】

事務局から前回の改定検討委員会で指摘を頂いた事項について、修正案を説明

表紙について

令和6年3月に改定するため、「令和6年3月改定」と記載

### P12 インキュベーション農園について

下から6行目を追記

「椎茸栽培や朝顔生産」以降を削除して、「令和 3 年には東京都のインキュベーション農園事業へ参加している農業者もおり」を追記

インキュベーション農園は原風景をかけ離れているため、「原風景」を削除する。

### P14 生産緑地について

特定生産緑地地区の指定状況は生産緑地地区の指定状況に含まれるかと質問があったため、含まれると回答したところ、その旨を記載するようにご意見を頂いた。

そのことから「生産緑地地区の指定状況には特定生産緑地地区の指定状況も内包します」と注記として追加した。

### P28 環境保全型農業の取り組み

こちらは農業センサスをもとにまとめたものであるが、センサスについて、集計方法が変更となり、そのとおり、グラフを作成するとい「化学肥料の低減」「農薬の低減」「堆肥による土づくり」に取り組んでいた農家がどんどん減少して、令和2年度はゼロになったと見えてしまう。実際はこのようなことはない。

そのため、表現を変えて、このグラフは誤解を招くことになるため、削除してはどうか意見を頂いた。そのため、ご指摘のとおり対応したものである。

「令和 2 年以降は集計方法が変更となったためデータが存在しません。」と「また、市内には 3 経営体の

農業者が有機農法に取り組んでいます。」を追記して、グラフとグラフの元データの表記を削除した。

#### P32 援農ボランティアについて

受入農家が6件、講習生受入農家が5件

実は講習生は初めて6件、受入農家も 6 件、講習生が諸事情で辞退したことから、講習生とその受入農家が5件となった。

#### P33 いきいき市

現在場所が変更しているため、新しい住所、新しいいきいき市の写真を変更する

#### P33 特産品について

すでに生産しないものをどこまで掲載するか、前回、議論があった。

その中で出た話として、平成30年に今回のプランを策定したため、策定時のものは掲載して、改定時ににおいて、今現在の状況を表記してはどうかと意見を頂いた。

そのため、③について、農協と小山酒店に確認したところ、梅の提供はかなり昔に終了していたが、保存しているものがまだ残っていたため、令和4年に最後の梅を提供し梅酒を作った。在庫が無くなり次第生産終了となる。

#### P34 たまっ子ベリー

今現在も生産が終了している。令和元年が最後の生産

給食の担当に確認すると、ブルベールのゼリーは違う工場で作成しているが、たまっ子ベリーではない。

#### P35 家庭菜園

和田第二菜園は廃止になっているため削除することを提案したが、策定時には開園していたためそのまま記載しておき、今の状況を付記したらどうかと指摘があった。

注記で「令和元年度末で和田第2菜園は閉鎖」と追加した。

#### P35 体験市民農園

現在、多摩落川 新倉体験農園は体験型市民農園ではないため削除することを提案したが、策定時は開園していたため、そのまま記載しておき、今の状況を付記したらどうかと指摘があった。そのことから、注記で「令和2年度より多摩落川 新倉体験農園は都市農地貸借円滑化法による賃貸借にて、民間事業者開設型の体験型市民農園に移行」と追加した。

#### P43 市民意向調査のまとめ

コピーの貼り付けがそのまま残ってしまい、グラフの説明に詳しくないものが残っていた。

そのため、グラフに相応し文言へす修正した

「多摩市産野菜の購入意向は高く、農産物については安全・安心を求める声が多くあります」へ変更

P44 「多摩市民の農業経験は経験無しが多数を占めています」へ変更

P45 その他の農業者・市民意向把握 ④市民フォーラム

令和5年10月21日(土)に新たな市民フォーラムを実施したため、この内容の一文を追加。

P53 上から4番目 以下の内容を追記

「また、令和5年10月21日に行われた中間見直し時点での市民フォーラムでは主に以下の意見が上がりました。少ない農地を残すために収益性が高い農産物の生産の支援、多摩市は人材の宝庫であるため、その方々を援農ボランティア等へつなげること、援農ボランティアを農産物の販売や生産に結び付かなくとも都市農業の理解の醸成のきっかけとして活動してもらいたい、災害時、農地の必要性をもっとPRすべきなど。」など市民フォーラムで意見を追加

まとめ

(1)多様な農業経営の確立

「面積あたりの販売金額は増加しております」について、令和2年度の面積あたりの販売金額は増加していないため、「農業生産物の販売金額が1,000万円を超える農業者もでてきた。」へ変更する。

また、「現在の給付農家を販売農家へしていく」ことが現実にはそぐわないとのことで、「農作業の機械化や近代型の農業資材を活用した農作業の省力化によって生産の増大を図る」へ

変更。また、「また、付加価値の高い作物を生産し、付加価値に見合った価格設定を図ることが必要です。」も追記した。

P54

多摩市の農地面積は非常に少ないが、「東京都内では下から5番目で農地面積が少ない」と記載していたが、実際には区部や島しょが含まれていないため、「都内26市で5番目に農地面積が少ない」と変更

P58 写真の変更

P63 ①農業経営の改善・充実

「排出方法の工夫による残渣処理の支援」へ変更

②小規模農家の支援

「自給的農家の販売農家への移行の支援(新規)」は現実にはそぐわないため「各種制度を活用した農地有効利用の検討・提案(新規)」へ修正

各種制度を活用したということはわかりづらいが、ここで都市農地貸借円滑法などがスタートしたことで、自らが耕作しなくても農地を残すことができるようになった。実際に自分で耕作できずに困っている方から相談を頂き、都市農地貸借円滑法を活用して、農地を存続するための相談を1件受けている。

P65 「共同集荷システムや新たな地域での販路拡大の検討」へ修正

P66 (4)安全・安心な“食”の供給

第二回の委員会において、環境保全型農業への取り組みの支援の追加を提案したところ、①安全・安心な農産物の生産の「環境保全型農業により生産される農産物の流通・販売面での支援」と重複するのではないかと委員さんから意見を頂いた。①は流通・販売面での支援へ限定して、②環境に配慮した農産物の支援の部分として、広く環境保全型農業への取り組みへの支援と回答したが、ご意見を頂いたとおり、環境保全型農業が重複している。そのようなことから②「環境に配慮した農産物の生産」の中の細目として「環境保全型農業への取り組みの支援」へまとめた。その結果、「環境保全型農業により生産される農産物の流通・販売面での支援」、限定されたものは削除

また、「プラ削減・カーボンニュートラルを目指す農家の取り組みへの支援(新規)」を新規で追加している。

P73 資料3のように文言の実施

P78 農とのふれあいの場づくりは再掲されている。

基本方針の3と4が重複しているものであり、「連光寺6丁目農業公園の開設」へ

P79 生垣・屋敷林等の景観保全

事務局として削除してよろしいか提案したところ、委員さんから削除しても差し支えないと意見を頂いた。そのため削除する。

P80は重点施策をまとめたものになる。

修正した部分は

「連光寺 6 丁目農業公園の開設」を新設した。

P74 (4)農とのふれあいの場づくり ①多様な農園づくりの推進

「事業者によって運営される市民農園開設にあたっての運営基準の設置や指導等の対応の検討(新規)」を「農業者によって運営される市民農園開設にあたっての支援(新規)」へ修正  
事業者を農業者へ変更、支援対象を細かく設定せず、広く支援を設定することで色々なことに対応できるようにした。

新設として「(仮)連光寺6丁目農業公園の開設」を追加している。

こちらについて、多摩里山農業公園の開設としていたが、公園緑地課と経済観光課の両方で実施している事業である。一般的に「(仮)連光寺6丁目農業公園」と呼んでいる。

<委員意見>

・「インキュベーション農園」について

委員)インキュベーション農園の現状はどのようになっているのか。

事務局)多摩市の農家がパプリカ、町田市の農家がトマトを生産している。

委員)年度末で契約が切れる予定であったが、2人から契約延長の申請を受けている。

## ・有機農法について

委員長)有機農法の表記について、今回の修正案でよいか。

事務局)農林業センサスをもとづき記載している。3経営体はあの人ではないかと予想はついている。

副委員長)定義の問題であるため委員から意見を頂いた方がよい

委員)有機農産物と表示して販売してよい農業技術はJS 有機を名乗っているもののみ

ただし、2枚看板。有機農法は幅広い意味を持っている。落ち葉を土に入れて、有機物を取り組む、化学肥料削減技術等、多面的に利用することが幅広い有機農法になる。

なるべく農薬を利用しないことは、有機農法に取り組んでいる農家となる。

どちらにあわせるかによって表記は変化する。

事務局)多摩市はJAS 認証を取得している農家はゼロ。有機農法と記載するのもどうかと思った。内部ではJAS 認証は取得していないが、化学肥料を利用していない、農薬を利用していない農法を有機的農法と言っている。農林業センサスで有機農法と記載しているため、ここで有機的農法へ修正することはどうかと思いこのままの表記にした

委員)この記載でも大丈夫だと思う。要は国の方で、「有機農法の推進に関する法律において、JS 認証を取得している農法を有機農法」として定義している。ただし、流通販売に関しては、「JS 認証を準拠してください」となっている。購入する方から有機栽培の農産物が欲しいと質問された場合、回答しづらい農業として有機農法に取り組んでいる農家では法律では構わず、そのような農家を増やしましょうと指摘している。国のみどり食料システム戦略において、JS認証のみならず、有機的な農家を育成することを目標としている

委員長)3経営体が有機農法に取り組んでいるというのは農業センサスから流用してきたことになる。そのため、それを明記して、農業センサスで有機農法とはどのような農法かセンサスに記載があれば、その旨を記載して欲しい。

事務局)そのように記載する

事務局)農林業センサスがそこまで厳密に記載していない、アンケートのような感じである

副委員長)農林業センサスでも農家が自らの取り組みを有機農法と回答すれば、この数字が計上されることになる。

委員長)どこかに有機農法の定義が記載されているのではないか。

事務局)その点を調べる。どこかに有機農法の定義を記載する

委員)厳密に言えば、有機農法とは化学合成農薬を利用しない、化学肥料を利用しない、遺伝子組み換えの種子を利用しないことになる。

事務局)農業センサスでは有機農法をどのような定義としているか調べる。そのうえで表現を「また、2020年の農林業センサスによると市内には3経営体の農業者が有機農法に取り組んでいる」へ変更する

## ・名産品について

副委員長) 今までの議論の中で、特産品の原峰のいずみ、みその表記はどのようにすべきか話題に上がったのではないかな。

事務局) 今年度、原峰のいずみは新酒が発売。みそも新みそができるため変更しなかった。

委員) 「白加賀」と同じようにすべきではないか「令和5年度は生産しているため、令和5年度を最後に掲載すべきではないか。

事務局) その方が丁寧かもしれないが、さびしいかなと。令和5年を最後に生産しておらず、在庫なくなり次第、販売終了を追記する。小山酒店の担当者としらかがの件で聞いていたときに原峰のいずみの話になった。多摩市産のお米を活用して何か考えていると話聞いた。

委員) 石川酒造の営業の担当者からあきる野市(旧五日市町)で食料米(コシヒカリ)を活用してお酒をついているため、多摩市の食料米(コシヒカリ)で同様の提案を受けている。

委員) 多摩市産といえないのでは

事務局) 多摩市の食料米を利用しているため、多摩市産と言える。原峰のいずみではなくなるが。原峰のいずみについて「令和5年を最後に生産しておらず、在庫なくなり次第、販売終了」を追記する

委員) 新しい名産品が出てくれば追加になるのか

委員) そのとおり

## ・「agri agri」について

委員) あぐりあぐりの表記、元々は「agri agri」とあるが、正式にはどちらが正しいのか。

事務局) エマリコ国立が、多摩市へ変更の連絡もなく、ひらがなへ変更した。正式には「agri agri」で考えているHPもそのように掲載している。

事務局) 多摩市では変更しない。エマリコ国立が作成しているHPは「あぐりあぐり」にするが、多摩市公式見解としては「agri agri」である。こちらの修正は依頼しない。ひらがなの方は親しみやすいと意見があるため

事務局) 多摩市の刊行物はすべて「agri agri」にしている。事業者が柔らかい雰囲気を出したいとのことでひらがなにしている。

## P53 まとめ(1)多様な農業経営の確立

副委員長) 自給的農家を販売農家していくことは政策的、実績的上げるのも難しい。効率的な支援を行うことは理解できる。一方で多摩市の中で認定農業者はじめ、頑張って農産物を生産していかうとする農家がある。小規模、農産物を少量のみ、自給のみ野菜をつくり農地をきれいにしている農家が多々いる。その方々に農地を貸す予備軍ではなく、引き続き良好に農家を維持してもらい、できれば販売して欲しいが、販売できない場合、周りの住民と良好な環境を保って、畑を維持してもらった方がよい。その人の存在を一文追加して欲しい。頑張っている小規模農家に対しても市として応援するメッセージがあった方がよいのではないかな。

事務局) P63 の「農地有効利用の検討」の説明のときに誤解を与えてしまったかもしれないが、各種制度というのは、都市農地円滑化法について、今相談に来ている農家が1件あるためその説明をしたが、小規模農家、自給的農家であっても多摩市の補助金など色々な制度がある。そのため、「販売に

直結しない小規模な農家であっても、様々な方法で引き続き支援していきます」を追記する。P53にまとめて掲載する。

委員長)30a 未満の農家でも、頑張って農産物を生産すれば、販売できるものがある。販売農家にすると記載しなくてもよいが、小規模な農家も頑張ってつくって何等かのかたちで売ることも大切。多摩市の特徴は農地面積が小さく、小規模な農家が多いことであるため、今回、このような視点を記載すべきである。

#### ・追加 害獣対策

委員)農家などで集まると必ず獣害の話が出る。タヌキをどのようにしているとか、どのような被害があったのかと意見がある。一番困るのは子どもが捕まえたタヌキをどのようにしているかと聞かれたときである。実際は農協へ連れて行き安楽死してもらっているが、子どもにそのような説明はできないので困る。合鴨農法など、動物とともに農業を行っていく中で、獣害対策として市の施策として取り組んでいることに何かあれば記載して欲しい。農協が箱罠を設置しているが、現状の取り組みについては周知が不足しており、多少なりとも検討していたり、現状で進んでいるものなどを記載して、次回以降の取り組みを活かして惜しい

委員長)主に害獣とはどのようなものか。

委員)タヌキ、ハクビシン、アライグマが多い

事務局)今回、個別の施策に盛り込むことは厳しい。今回、策定ではなく改定のため、多摩市の取り組みに反映できるようにする。私、害獣対策の講習は何度か受講している、その講座でよい話を伺っているため、今後、担当者をお招きして、農家を集めて、害獣対策の説明会を実施することも考えている。その際は参加して頂きたい。

委員長)課題として獣害の問題をどこかで記載するとのこと

#### 6. 今後のスケジュールについて

事務局)次回の第4回の検討委員会は年明けの2月の開催を考えている。改めて日程調整を行い、開催日が決まり次第ご連絡する。

事務局)今後、経営会議、パブリックコメントを実施する。その後、2月に検討委員会を開催する。

委員長)パブリックコメントはいつぐらいを予定しているのか。

事務局)12月に予定していたが、スケジュールに厳しいの和其他のパブリックコメントと重なるため、できれば1月早いうちにできないかと考えている。

事務局)他事案と重なってしまうと、図書館に設置した場合、意見箱がいっぱいになった場合、ご意見を頂けない場合がある。

委員長)本日、議論した中で修正すべき点が多々ある。その点を修正したものを委員のみなさんへ送り、それがパブリックコメントの原案になる。それまでに何か修正することがあれば、事務局へ連絡して欲しい。

事務局)11月24日まで事務局へ連絡して欲しい。

事務局)本日ご意見頂いた内容と24日まで頂いた意見を反映したものを委員へお送りする。

委員長)何か事務局から意見があるか

意見なし

終了